

○農林水産省告示第四百九十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

一 中「ナンカンワン種」を「キオウサウエイ種、チヨークアナン種、ナンカンワン種」に改める。
四の（二）中「ナンドクマイ種」を「キオウサウエイ種、チヨークアナン種、ナンドクマイ種」に改める。